

付 属 資 料

笠間市男女共同参画推進条例

平成18年3月19日

条例第16号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 基本的施策(第8条—第14条)

第3章 性別による権利侵害の禁止(第15条)

第4章 男女共同参画審議会(第16条)

第5章 補則(第17条)

附則

笠間市が目指す男女共同参画社会は、すべての市民の人権が保障され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができ、多様な生き方が選択できる社会であり、男女が対等に社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う社会であります。

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、国際社会における取組とも連携して、国においては、男女共同参画社会基本法が制定されました。この基本法の理念を踏まえ、本市においても、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきましたが、性別による固定的役割分担意識や、それに基づく社会制度・慣行などが依然として残されており、なお一層の取組が必要とされています。

少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、高度情報化など、社会経済情勢の急激な変化に対応していくため、市民一人ひとりが、男女共同参画について、共に考え、行動するとともに、本市においては、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を市政の重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画に関する施策の推進が喫緊の課題となっています。

ここに、男女共同参画社会の実現のための基本理念とその方向性を明らかにし、将来に向けて、市、市民、事業者が連携し、一体となって、男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、笠間市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女が互いの性を尊重するとともに、個人、特に女性の生涯にわたる健康と権利が確保されることなど男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、自立した個人としての意思と責任により、多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における意思決定の場に、平等な立場で共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における役割を共有し、かつ、職場及び地域における活動とを両立して行うことができることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者との協働に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場及び家庭生活並びにその他の活動との両立ができるよう雇用の分野における環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力しなければならない。

(男女共同参画行動の日)

第7条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画に対する理解と関心を深め、男女のより良いパートナーシップを築くための意識醸成と行動の日

として、毎年11月11日を「いいパートナーの日」として定めるものとする。

- 2 市は、「いいパートナーの日」の趣旨に基づく事業を実施し、広く市民及び事業者の参加を求めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関して、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、第16条に規定する笠間市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に諮問するものとする。

- 3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

(普及広報等)

第9条 市は、市民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるために、普及広報活動、教育及び学習機会の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等に対する支援)

第10条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(積極的改善措置)

第11条 市は、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女間に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、審議会等における委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(調査研究等)

第12条 市は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第13条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、これを公表しなければならない。

(相談及び苦情の処理)

第14条 市民(この項において、市内の事業所等に在勤、在学する者を含む。)は、性別による差別的扱いその他男女共同参画の推進を阻害する人権侵害を受け、又はそのおそれがあるときは、その旨を市長に申し出ることができる。

- 2 市長は、前項の規定による申出があった場合には、関係機関との連携の下に、適切な措置を講じなければならない。

- 3 市長は、市が実施する施策について、市民及び事業者から男女共同参画の推進に関する苦情の申出があった場合には、適切な措置を講じなければならない。この場合において、市長は、審議会の意見を聴くことができる。

第3章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第15条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

- 2 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為を行ってはならない。
- 3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動に対する相手方の対応によってその相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。)を行ってはならない。

第4章 男女共同参画審議会

(設置)

第16条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要な事項について調査審議するため、審議会を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 前号のほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項
- 3 審議会は、前項各号に規定する事項のほか、第14条第3項で規定する事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、市長が委嘱する20人以内をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。
- 5 委員は、市民、市議会議員、事業者、学識経験者及び関係団体の中から、市長が委嘱する。この場合において、市民は、公募により選出するものとする。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 補則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月19日から施行する。

笠間市男女共同参画審議会規則

平成18年3月19日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、笠間市男女共同参画推進条例(平成18年笠間市条例第16号。以下「条例」という。)第16条第8項の規定に基づき、笠間市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、条例第14条第3項及び第16条第2項に規定する事項の調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市長公室秘書課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月19日から施行する。

笠間市男女共同参画審議会委員名簿

(任期：平成24年6月29日～平成26年3月31日)

No.	氏名	所属	選出区分	備考
1	根本美弥子	笠間市家庭児童相談員	学識経験者	会長
2	中村 彦藏	笠間市区長会	関係団体	副会長
3	根本 悠香	公募	公募	
4	矢島 政彦	公募	公募	
5	久保田運平	笠間市人権擁護委員協議会	学識経験者	
6	萩原 瑞子	笠間市議会議員	市議会議員	H24.6.29～ H24.12.17
7	横倉 きん	笠間市議会議員	市議会議員	H24.12.18 ～H26.3.31
8	西川 茂明	キャニヨン（株）茨城工場	事業者	
9	野村 拓郎	笠間市商工会青年部	関係団体	
10	大平たま子	笠間市男女共同参画推進連絡協議会	関係団体	
11	千葉 倫夫	笠間市社会福祉協議会	関係団体	
12	島川 智子	笠間市健康づくり推進協議会	関係団体	
13	富永ひろみ	笠間市立友部第二小学校	関係団体	
14	石上 涉	笠間青年会議所	関係団体	
15	鈴木かつ子	笠間クラインガルテン「楽農工房」	関係団体	

笠間市男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 笠間市における男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、笠間市男女共同参画庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の調査、研究、立案に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (4) その他男女共同参画推進について必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員で構成する。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長には市長公室長を、副会長には秘書課長をもって充てる。
- 5 委員には、別表に掲げる課の職員をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、会長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 会長は、会議における審議経過及び結果について必要があると認めるときは、庁議に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、市長公室秘書課において行う。

(委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月9日から施行する。

第2次笠間市男女共同参画計画策定の過程

期日	審議会	関係会議等
平成24年 5月10日 ～6月22日		男女共同参画市民意識調査を実施
6月29日	第1回審議会 ・計画策定方針について ・策定スケジュールについて	
7月31日 ～8月7日		関係課と平成23年度事業実績と第2次計画施策項目協議
8月28日	第2回審議会 ・市民意識調査の結果について ・計画骨子案について	
10月23日		第1回男女共同参画庁内推進会議 ・計画素案について
10月23日 ～11月7日		関係課から第2次計画素案の内容及び事業内容について意見提出
11月1日	第3回審議会 ・計画素案について ・事業内容について	
平成25年 1月7日		政策調整会議 ・計画案について（審議）
1月15日	第4回審議会 ・計画案について	
1月18日		庁議 ・計画案について（審議）
1月21日		議会全員協議会 ・計画案について（報告）
1月31日 ～2月19日		パブリックコメントの実施
2月19日		第2回男女共同参画庁内推進会議 ・具体的事業、目標指標について
2月28日	第5回審議会 ・計画最終案の承認、計画の答申	
3月4日		政策調整会議 ・計画について（報告）
3月12日		庁議 ・計画について（報告）
3月18日		議会全員協議会 ・計画について（報告）

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日

法律 第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること

その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調

査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（要旨）

女性の権利全般について規定する、世界で初めての法的な拘束力をもつ条約として誕生し、世界の多数の国々が認める男女平等の国際基準で、「世界女性の憲法」とも呼ばれています。平成22年2月現在、186カ国が条約の加盟国になっています。日本は、昭和55年7月に女性差別撤廃条約に署名、昭和60年6月に国会承認をへて女性差別撤廃条約を批准し、世界で72番目の加盟国となりました。

【女性差別撤廃条約の主な条文】

第1条 女性差別の定義

（区別も女性の権利の侵害につながれば、差別になります。）

この条文では、排除や制限だけではなく、区別も女性の権利の侵害につながれば、全て差別になると定義しています。それには、法律や規則ばかりではなく、「ジェンダー」による慣習や慣行に基づく排除や制限、区別も含まれます。ジェンダーとは、「男らしさ、女らしさ」など文化的、社会的につくられた性別役割のことです。

第2条 締約国の差別撤廃義務

（条約に加盟した国は、女性の差別をなくす義務があります。）

この条文では、条約の加盟国が、女性差別をなくすために行わなければならないことを定めています。その手段として、法律を制定したり、差別を助長する規定があれば廃止をしたりしなければなりません。たとえば、「女性に対する差別をなくし、女性も男性も平等に」という法律がなければ、新しくその国に法律をつくらなければなりません。「男女雇用機会均等法」（1985（昭和60）年、1997（平成9）年改正）や「男女共同参画社会基本法」（1999（平成11）年）は、そのための法律です。

第3条 女性の完全な発展と向上の確保

（国は、積極的に女性政策をすすめるなければなりません。）

この条文は、女性に男性と平等に人権が保障されるように、国に政策をとる義務を与えています。女性がそれぞれの個性をもとに、能力を開花させ、向上させることができるよう、国は実効性のある政策をとらなければなりません。

第4条 差別とならない特別措置

（「ポジティブ・アクション」とは。）

この条約では、どんな時も、どんな場所でも、性別による、あらゆる差別をなくすことをうたっています。しかし、現実にはまだまだ多くの差別があり、差別されている状況を解消するために、この条文では、例外として女性に対する暫定的な特別措置を認めています。これは、ポジティブ・アクションといわれるものです。

第5条 役割に基づく偏見等の撤廃

(差別をするような考え方や偏見はいけません。)

この条文は、男女のどちらかが優れているという考え方や、こうした考え方に基づいた社会的な習わし、生活のスタイルを改める措置をするよう求めています。「男は仕事、女は家庭」といった性によって役割を固定化する考え方をやめて、一人ひとりが、個人の生き方を選べる社会をつくるために、国は適切な措置をとらなければなりません。この考え方は、1975（昭和 50）年の国際婦人年以降、世界の共通認識となったもので、この条約の中心理念です。

第6条 売買・売春からの搾取の禁止

(女性の売買・売春を禁じます。)

この条文は、女性を物のように、売ったり買ったりすることを禁じています。また、本人が同意しているかどうかに関係なく、女性に売春させて利益を得る行為を禁じています。たとえば、売春をあっせんしたり、売春をする場所を提供することも許されません。

第7条 政治的・公的活動における平等

(政策決定の場へ、平等に参画する権利があります。)

この条文は、女性が男性と同じように、投票したり、立候補したりする権利、政治や公の場所で重要な役目を担う権利を、国が確保することを求めています。政治でも日常的な生活の中でも、女性が男性と同じように意見を表明する権利を確保しなければなりません。

第10条 教育における差別の撤廃

(教育の場で、差別があってははいけません。)

この条文では、あらゆる教育の場において、国が男女の平等を確保することを求めています。女性にはどんな時でも、男性と同じ教育を受ける権利が保障されなければなりません。また、都市にいても農村にいても、職業のためのトレーニングを受けたり、学校で教育を受けたりする同一の権利が保障されなければなりません。

第11条 雇用における差別の撤廃

(働く場で、性差別があってははいけません。)

この条文では、雇用の場において、国が男女の平等を確保することを求めています。会社が人を雇うとき、男女の区別によって採用を決めてはいけません。この条文は、女性と男性の雇用の機会の平等が保障されています。もちろん、昇進、雇用保険、職業訓練、給料、社会保障、有給休暇、すべての労働にかかわる権利が男女平等に確保されなければいけません。

出典：滋賀県人権施策推進課発行の人権啓発冊子「知っていますか？女性差別撤廃条約」より条文の第 1 条から第 11 条の解説を抜粋。

平成24年笠間市男女共同参画市民意識調査の結果

調査対象：笠間市内に住む20歳以上の男女

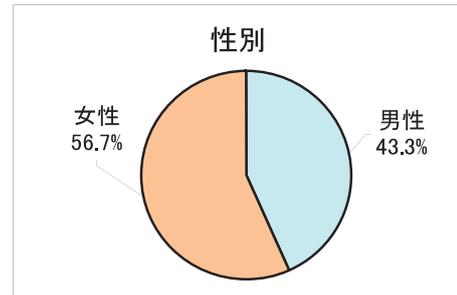
対象者数：2,000人

抽出法：笠間市の住民基本台帳から2,000人を無作為抽出

調査方法：郵送による配布、回収

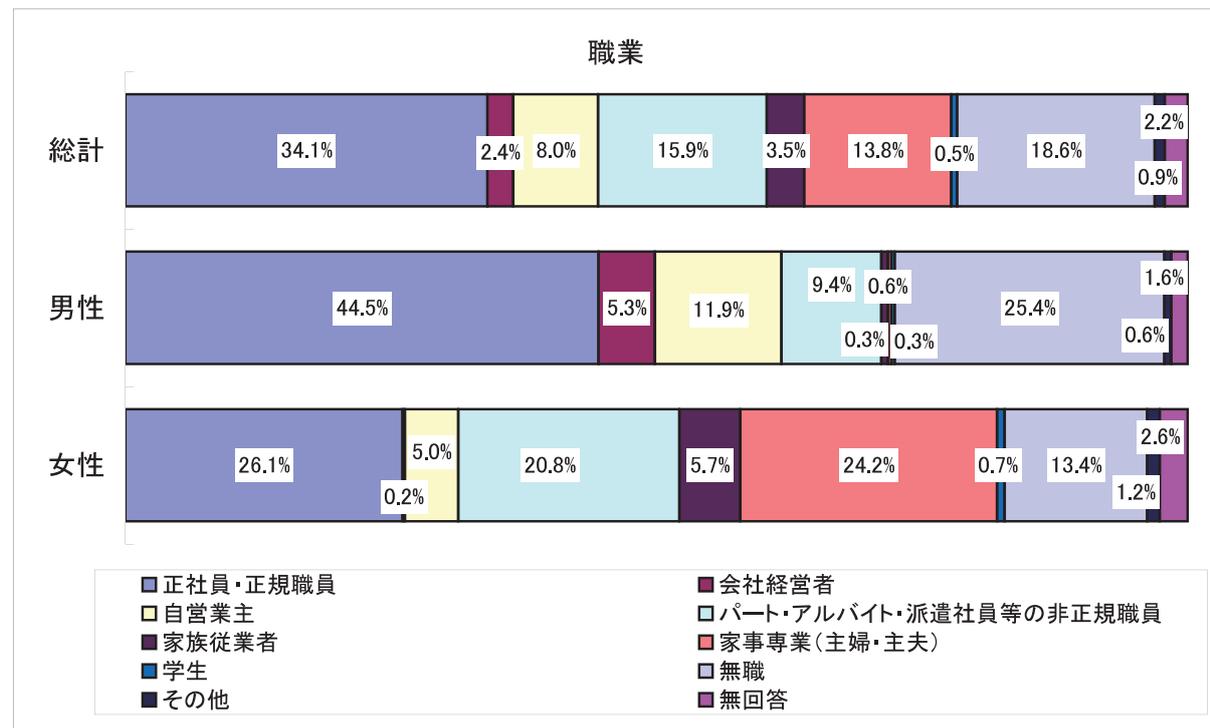
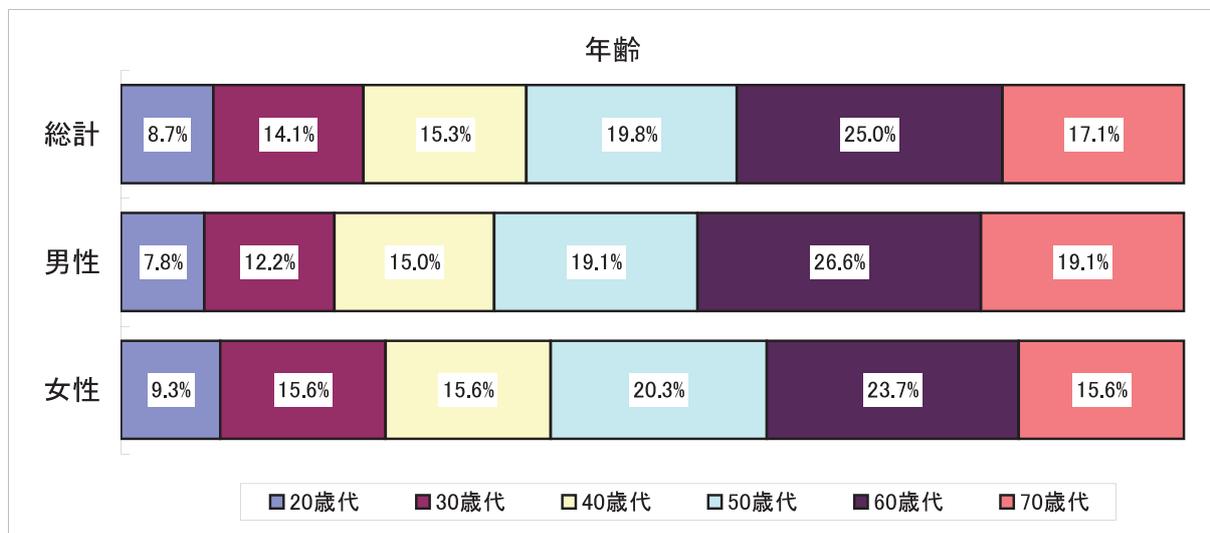
調査期間：平成24年5月10日～6月22日

回収数：737人（回収率36.9%）



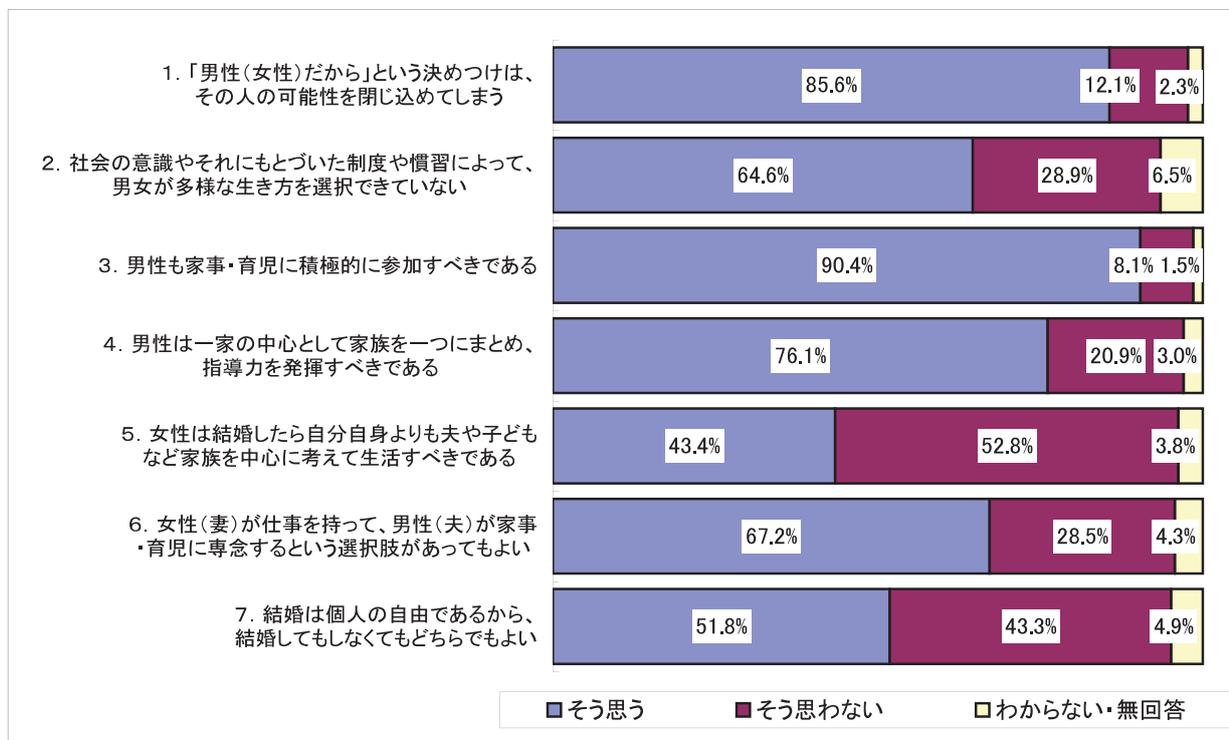
※百分率の内訳数値は、四捨五入の結果、合計が100%にならない場合があります。

※複数回答の集計結果を表すグラフの場合、「%」は、選択肢の構成比を表すものではなく、回答のあったサンプル数に対する割合を表します。そのため、合計が100%を超える場合があります。



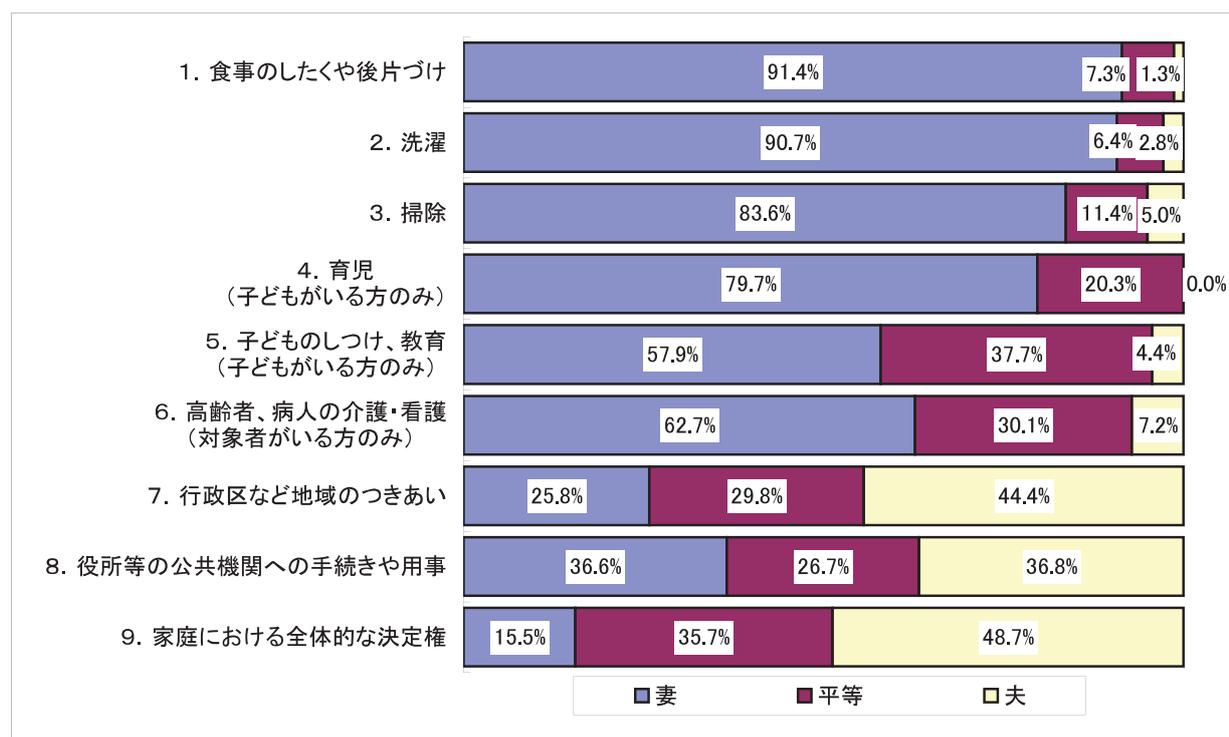
【問1】 男女の生き方や家庭生活などに関する考え

男女ともに、男性のあるべき姿、女性のあるべき姿を決めてしまう意識は、この5年間で薄れています。「男性だから、女性だからという決めつけは、その人の可能性を閉じ込めてしまう」と思う割合は、平成18年の調査と比べて5.1ポイント増えています。



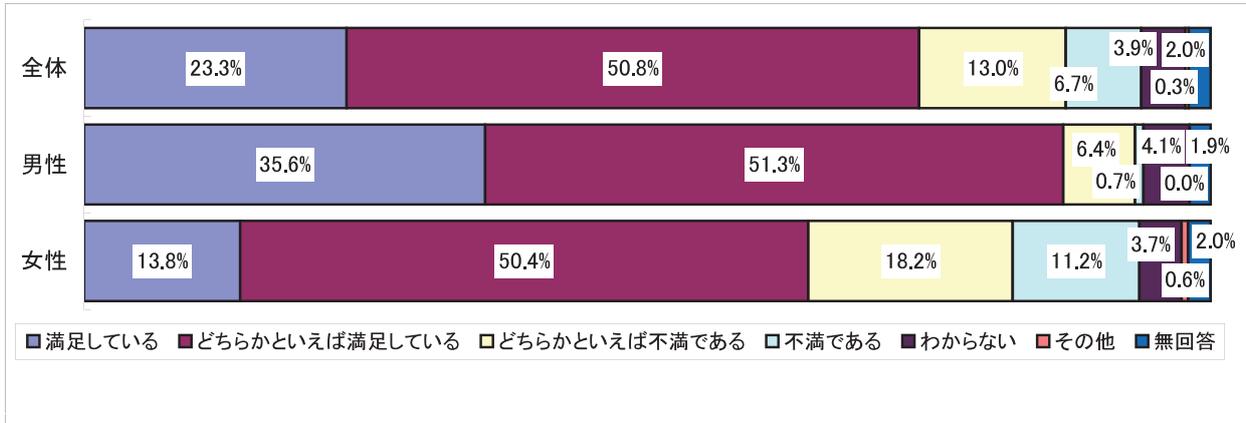
【問2】 家庭における夫婦の役割分担

平成18年の調査と比較すると、どの項目においても平等と回答した割合は増えており、特に、育児では3.4ポイント、高齢者、病人の介護・看護では10.1ポイント増えています。しかし、食事のしたくや片付け、洗濯、掃除、育児については、約8割から9割の方が妻の役割と回答しており、依然と高い傾向にあります。



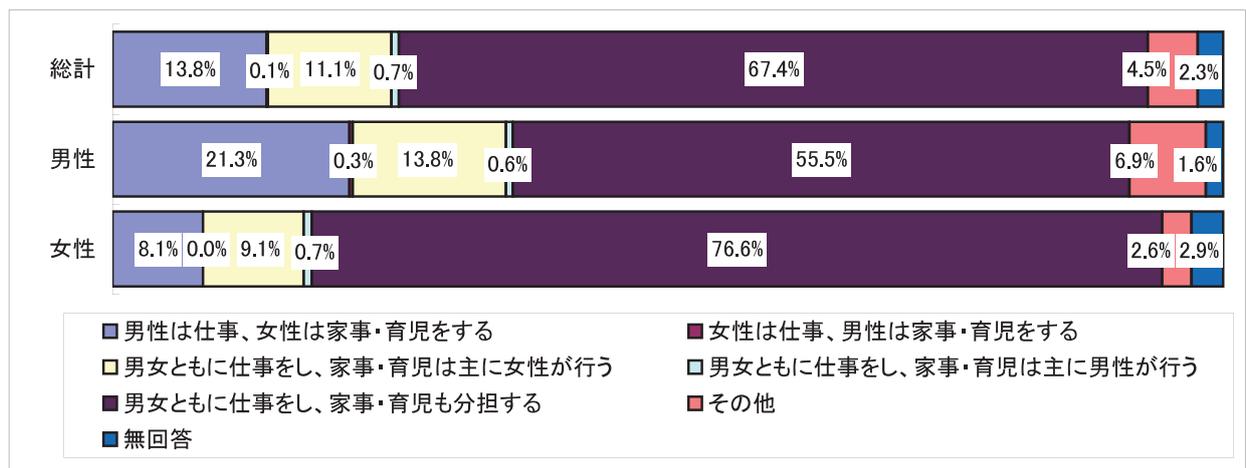
【問3】 家庭内での夫婦の役割分担についての満足度

満足していると回答した男性は86.9%、女性は64.2%と22.7ポイントの差があり、女性のほうが家庭内の役割分担で不満を感じている傾向が強くなっています。



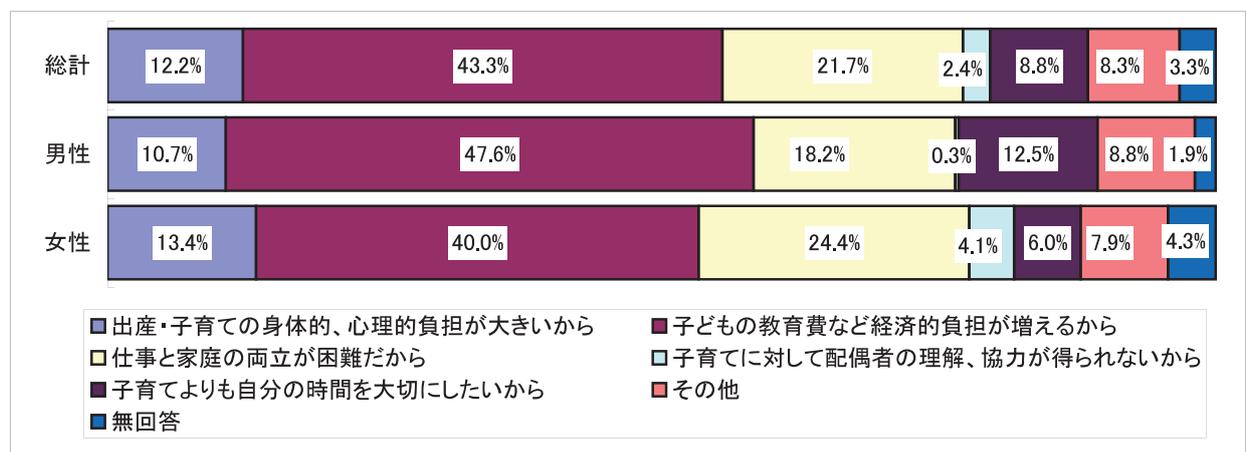
【問4】 男女の役割分担のあり方

「男女ともに仕事をし、家事・育児も分担する」と回答した割合は男女ともに最も高く、平成18年の調査と比較すると、特に女性のほうが10.2ポイント増えています。男性は変化が見られず、依然として「男性は仕事、女性は家事・育児」と回答した割合が高くなっています。



【問5】 少子化の理由

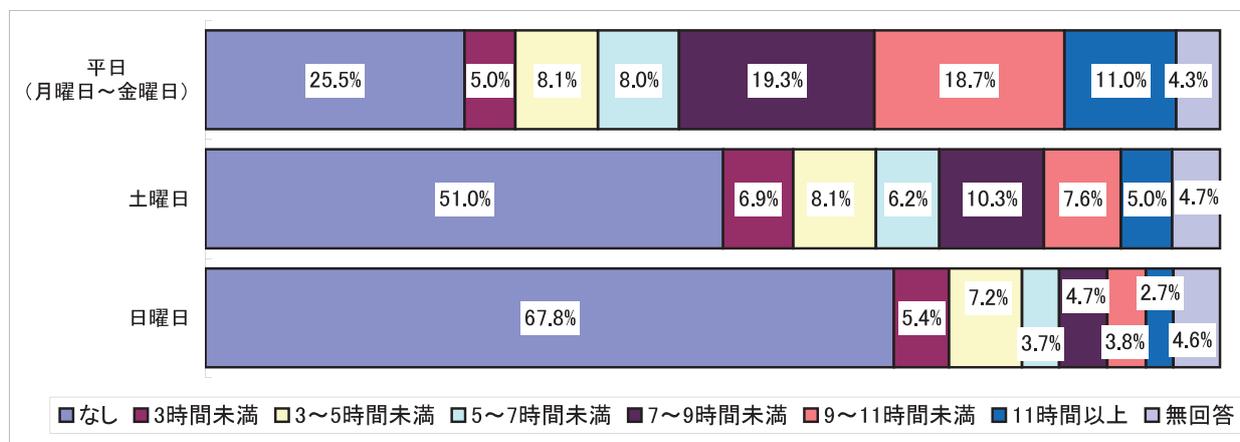
男女ともに、「子どもの教育費など経済的負担が増える」、「仕事と家庭の両立が困難」であることを理由にあげています。



【問6】 1日のうちで仕事、家事、趣味やボランティアに要する平均時間

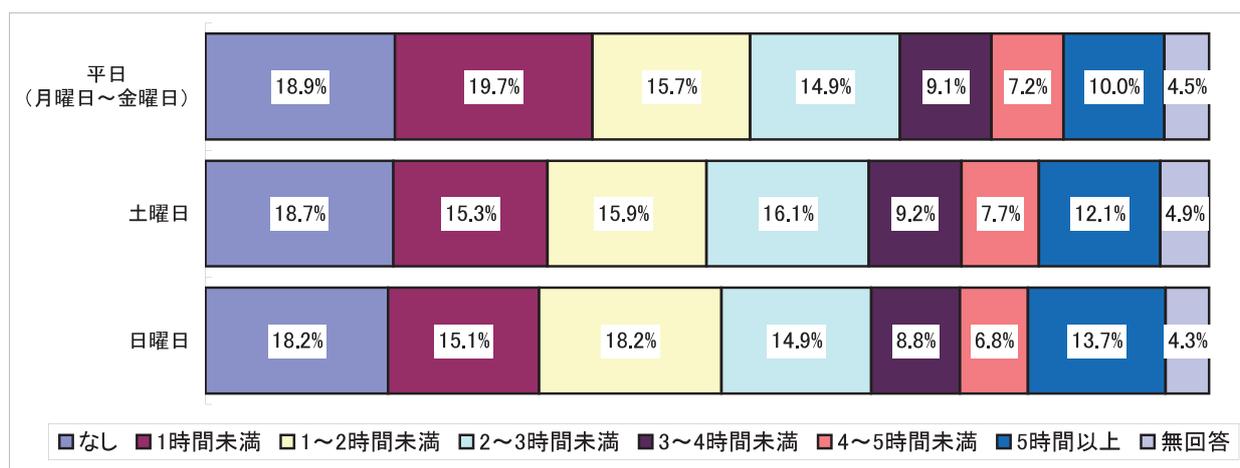
平日の仕事時間が平均して9時間以上と回答した割合は、全体で29.7%であり、性別で見ると男性は42%、女性は20.4%であり、女性よりも男性の労働時間が長い傾向にあります。

(1) 仕事（在宅勤務、通勤時間を含む）



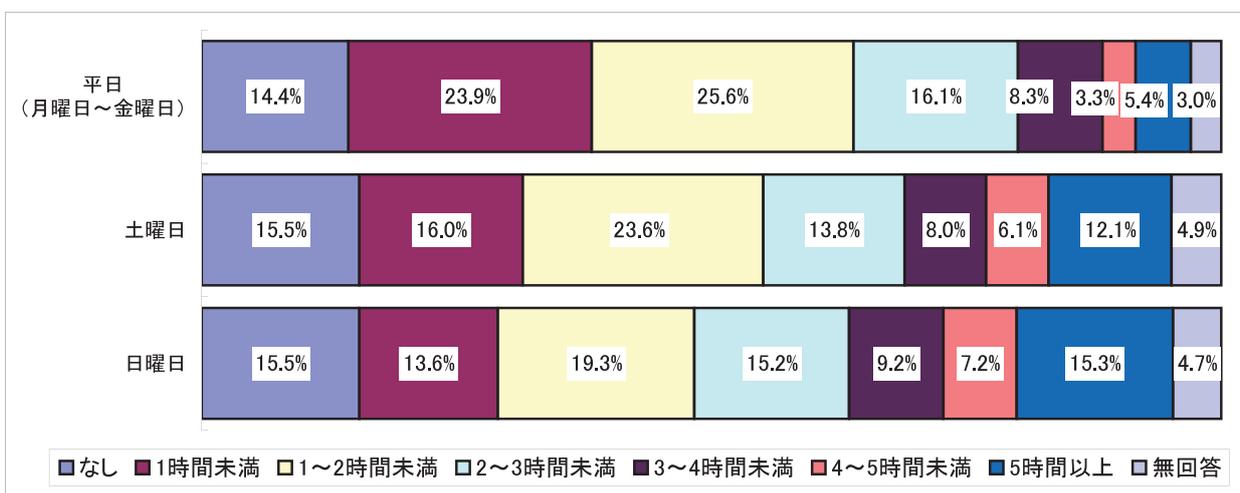
(2) 家事（育児・介護含む）

平日の家事時間が「なし」、「1時間未満」の割合の合計は38.6%であり、性別で見ると男性は67.8%が1時間未満と回答しており、家事の大部分は妻が担っている状況です。



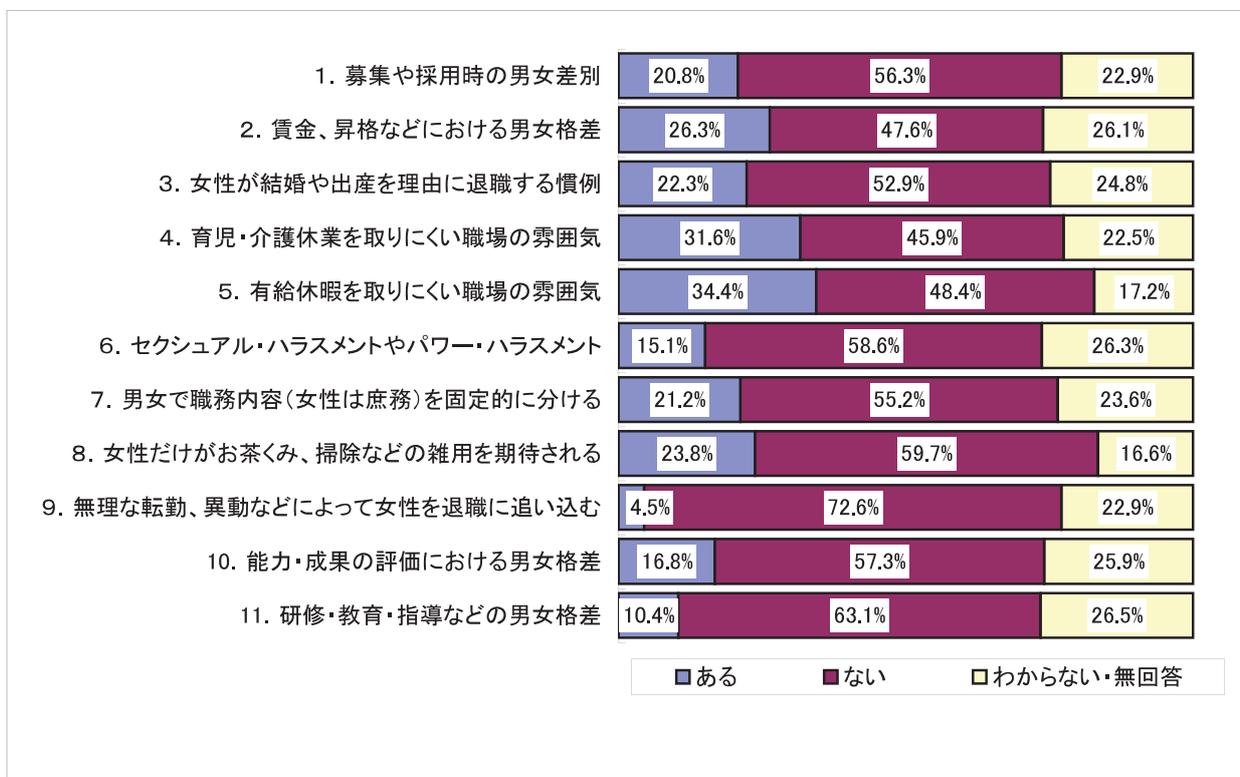
(3) 趣味や学習、ボランティアなどの自分の時間

男女ともに平日、土曜日は1時間以上2時間未満と回答した割合が高く、日曜日は男性は5時間以上、女性は1時間から2時間未満と時間の使い方に違いが現れています。



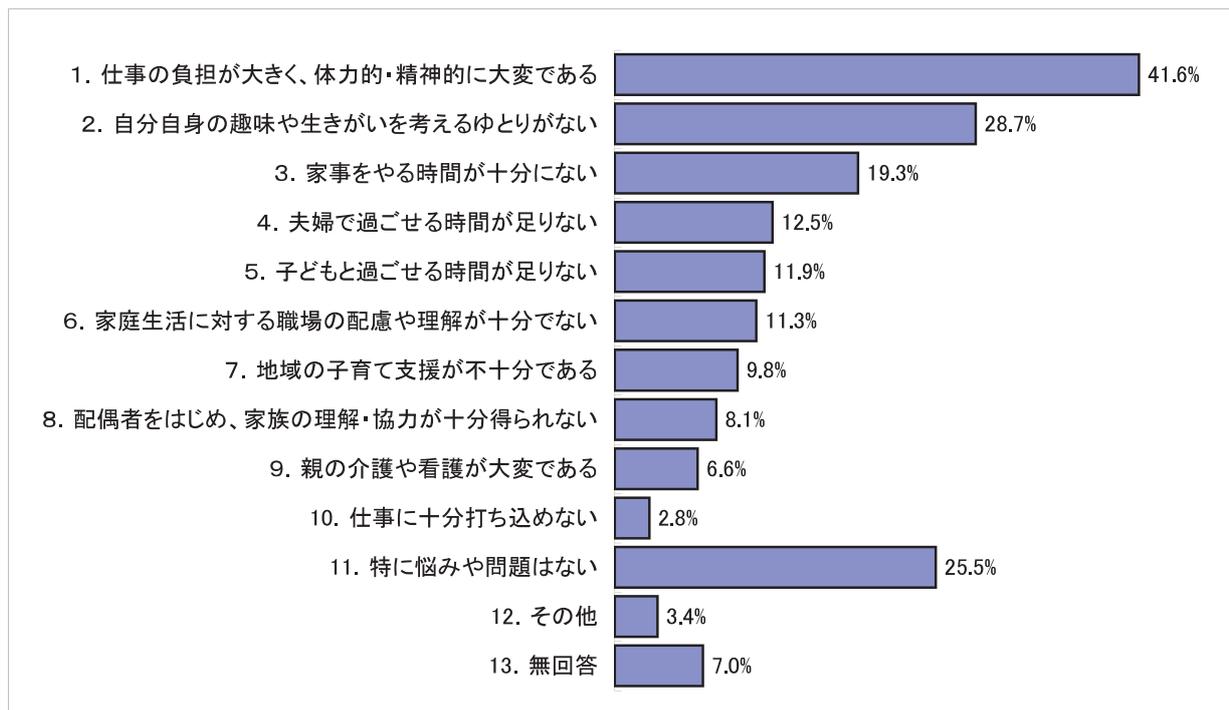
【問7】 職場での男女格差や問題点

平成18年の調査と比較すると、職場における男女格差や差別は「ない」と回答した割合が高くなっており、職場の男女平等が進みつつあります。しかし、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、6.4ポイント増えています。



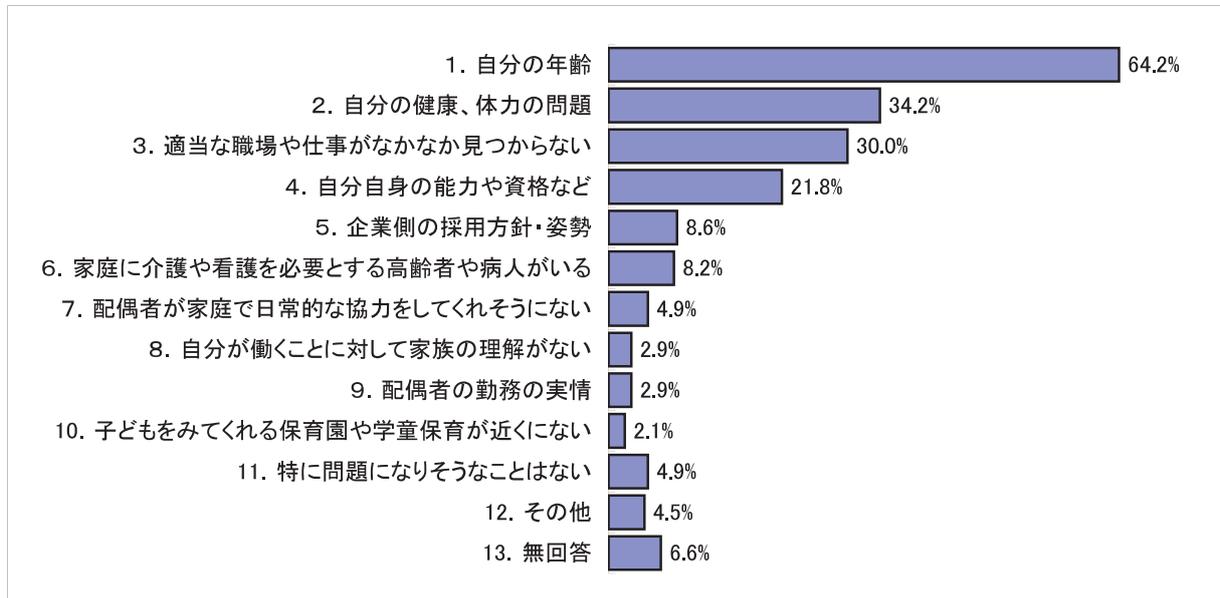
【問8】 仕事と生活（家庭生活や地域活動など）を両立させる上での悩み、問題点

「仕事の負担が大きく、体力的・精神的に大変である」が41.6%と最も高く、平成18年の調査と比較すると6.1ポイント増えています。また、「家庭生活に対する職場の理解が不十分」が0.6ポイント、「家族の理解が得られない」が0.4ポイント増えています。



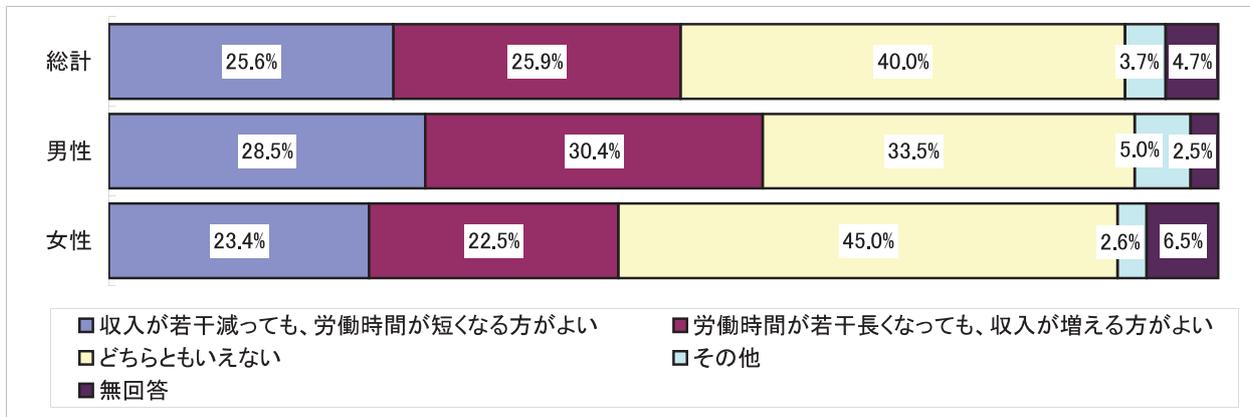
【問9】 今後、仕事を始める上での問題点

「自身の年齢」と回答した方が、平成18年の調査と比較すると23.4ポイントと最も高く、「家庭に介護や看護を必要とする人がいる」が2.1ポイント、「自分の健康や体力の問題」が1.5ポイント増えています。



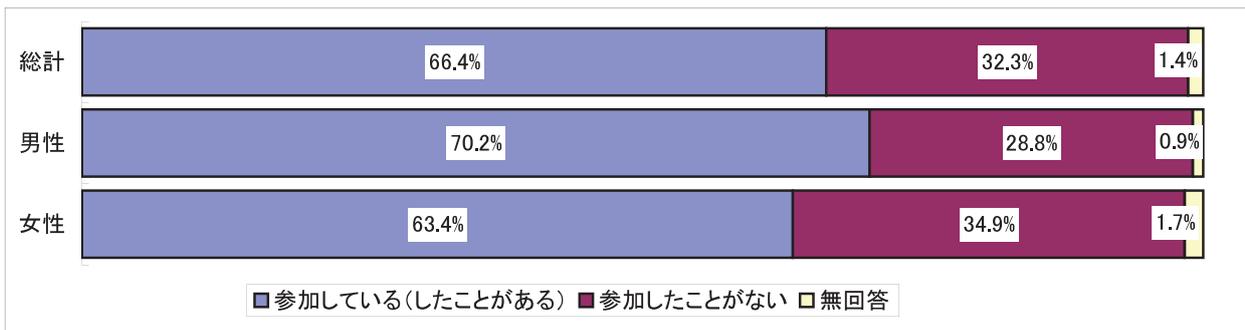
【問10】 収入と労働時間との関係

「どちらともいえない」と回答した方の割合が最も高くなっています。しかし、平成18年の調査と比較すると「収入が若干減っても労働時間が短くなる方がよい」と回答した割合が、男性は6.7ポイント、女性は4.2ポイント増えています。



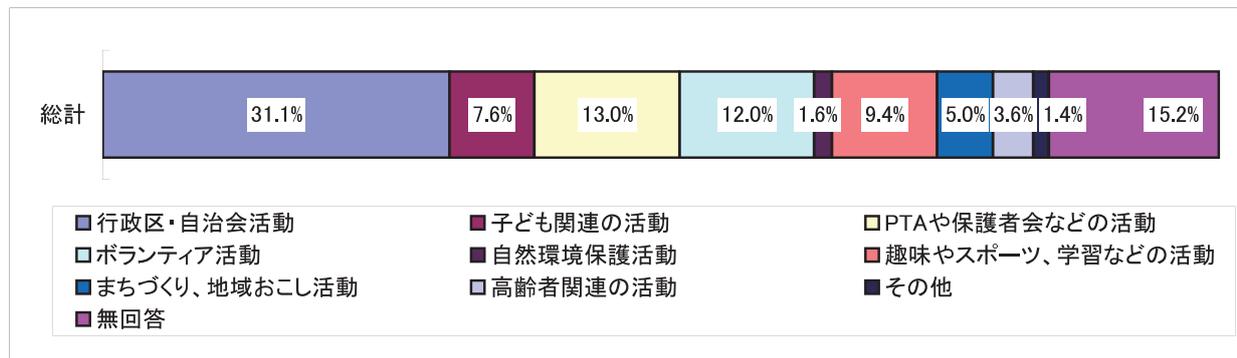
【問11】 地域活動に参加した経験の有無

男女ともに6割から7割の方が地域活動への参加経験があると回答しています。



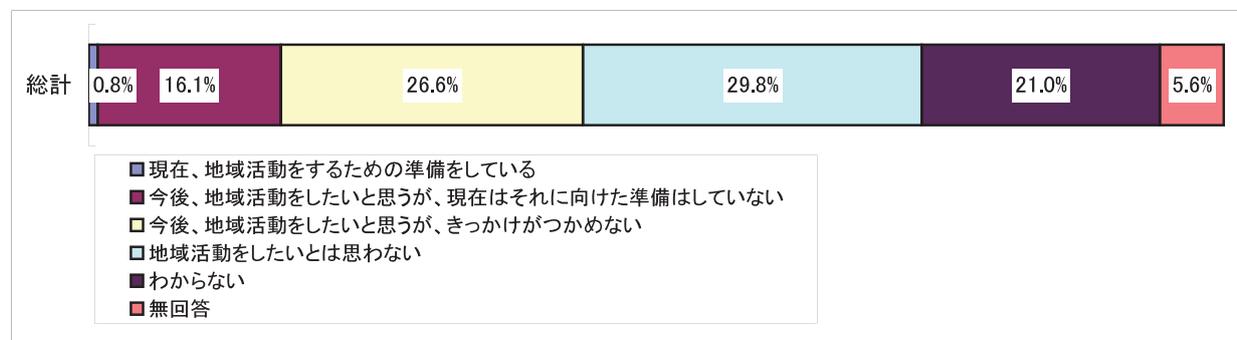
【問 1 1 - 1】 地域活動の内容（地域活動の経験がある方）

行政区や自治会活動が最も多く、次いでPTAや保護者会、ボランティア活動となっています。



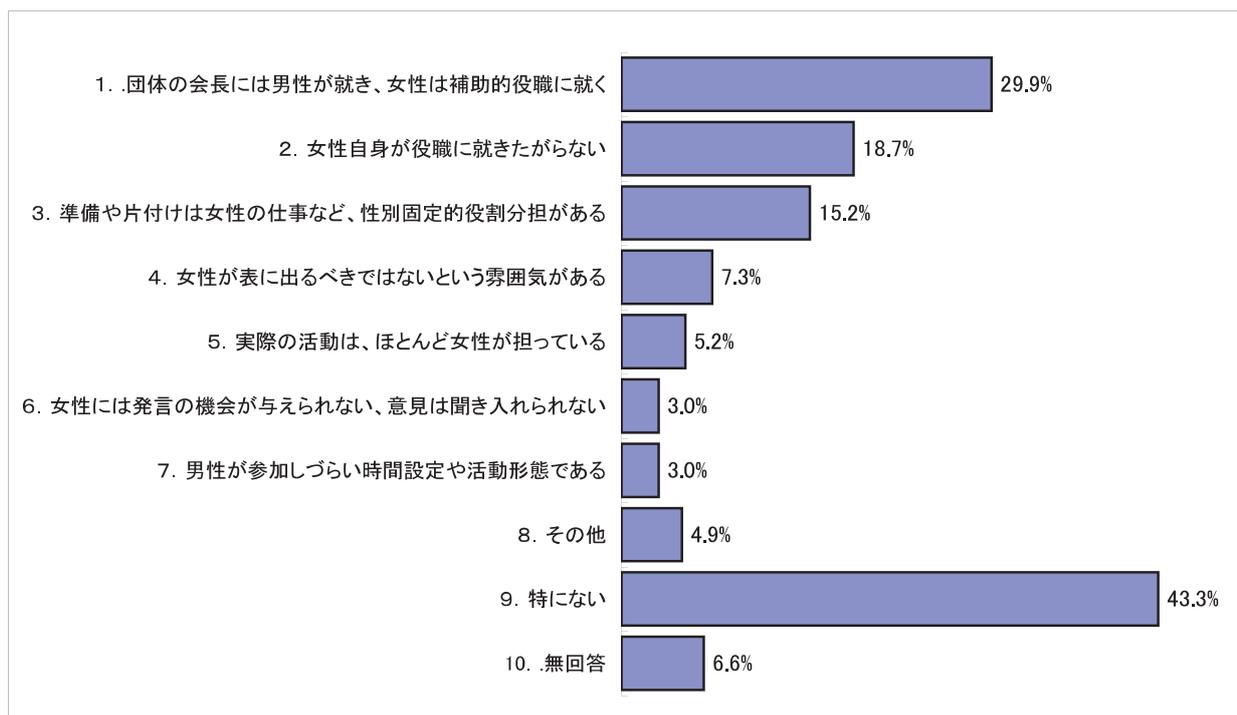
【問 1 1 - 2】 地域活動への考え（地域活動経験の無い方）

地域活動を行いたいと考えている人のうち、26.6%の人は、きっかけがつかめないと回答しています。



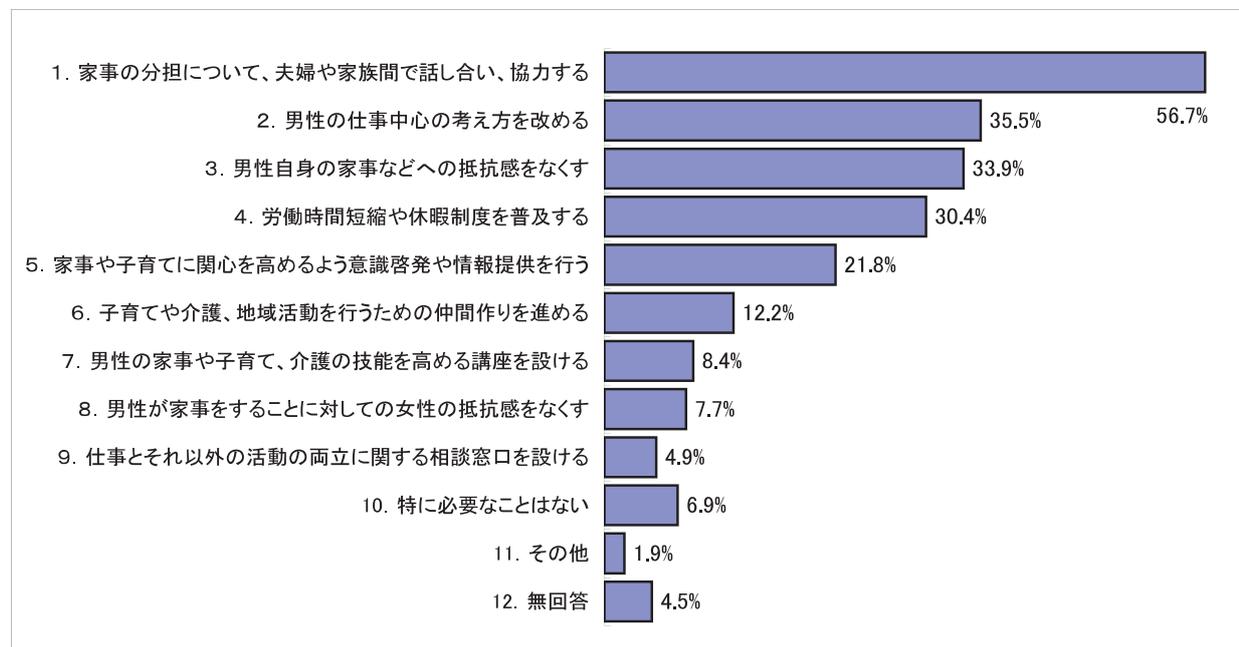
【問 1 2】 地域の慣習や慣行

地域の慣習や慣行は根強く残っていますが、平成18年の調査と比較すると、特に無いと回答した方の割合は、8.4ポイント増えており、地域における慣習や慣行が徐々に薄れていると考えられます。



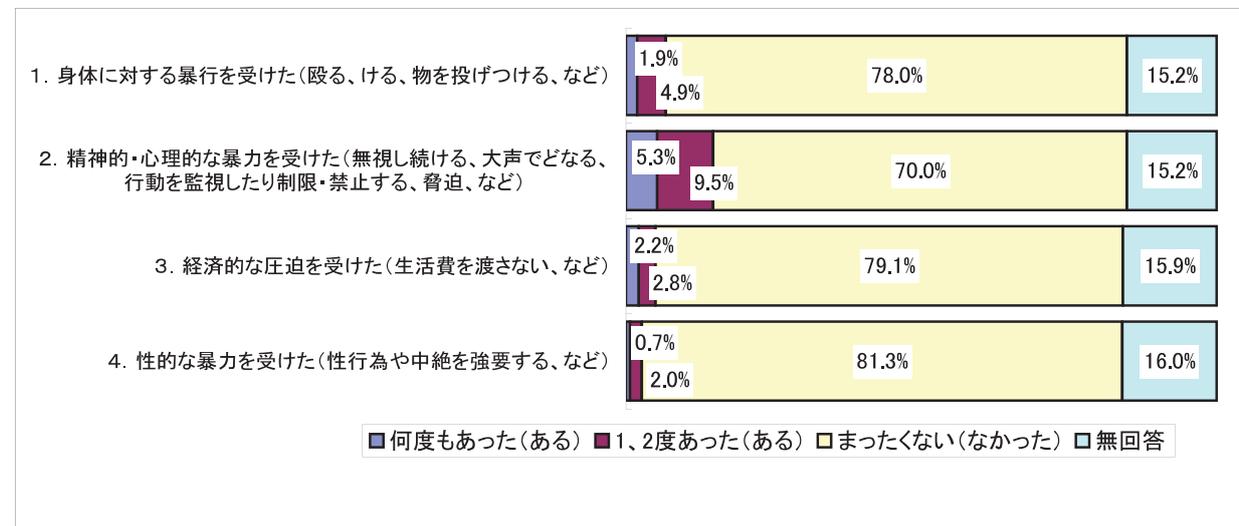
【問13】 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと

「家事の分担について夫婦や家族間で話し合い協力する」が最も多く、次に「男性は仕事中心の考え方を改める」となっています。平成18年の調査と比較すると、子育て、介護、家事、地域活動への参加を促すための意識啓発が必要と回答している割合が増えています。



【問14】 過去5年間における配偶者・パートナー・恋人からの暴力

平成18年の調査と比較すると、暴力を受けた方の割合にあまり変化は見られないが、男女別で比べると、女性に対する精神的・心理的な暴力が1.1ポイント、経済的な圧迫が1.3ポイント増えています。



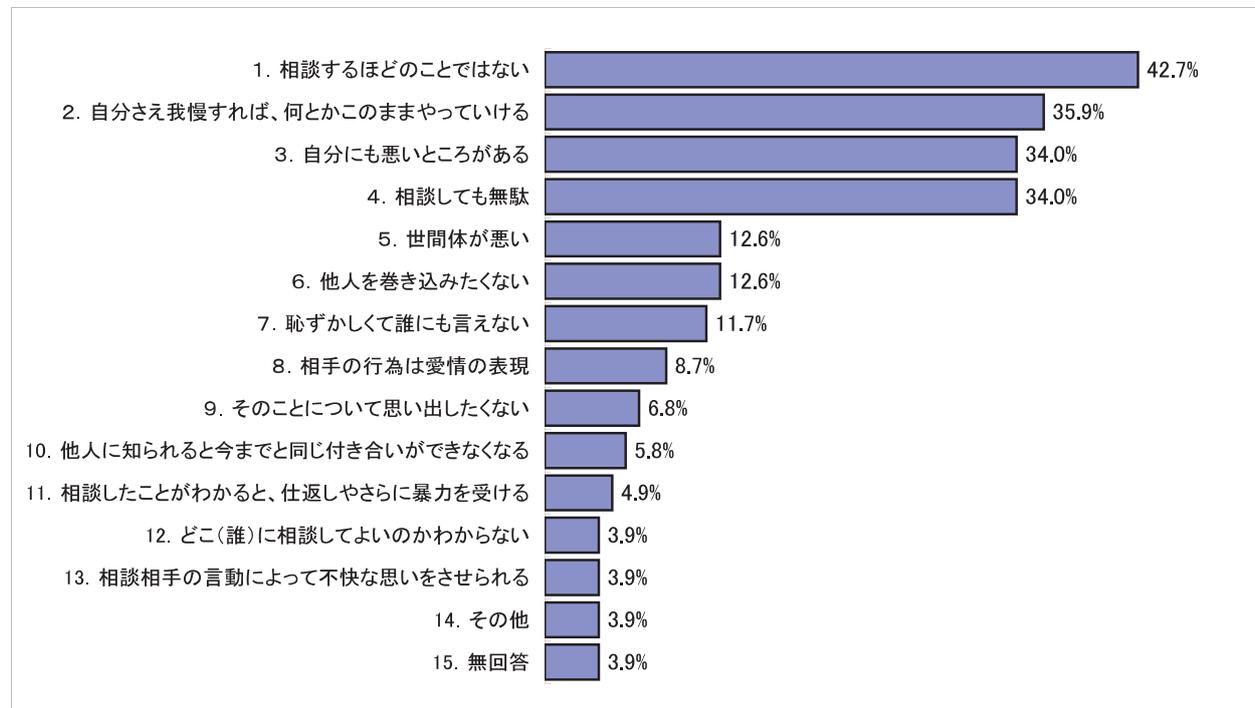
【問15】 配偶者・パートナー・恋人からの暴力についての相談

平成18年の調査と比較すると、相談した方の割合は5.8ポイント、特に女性からの相談は6.2ポイント増えました。しかし、約8割の方が相談しないと答えています。



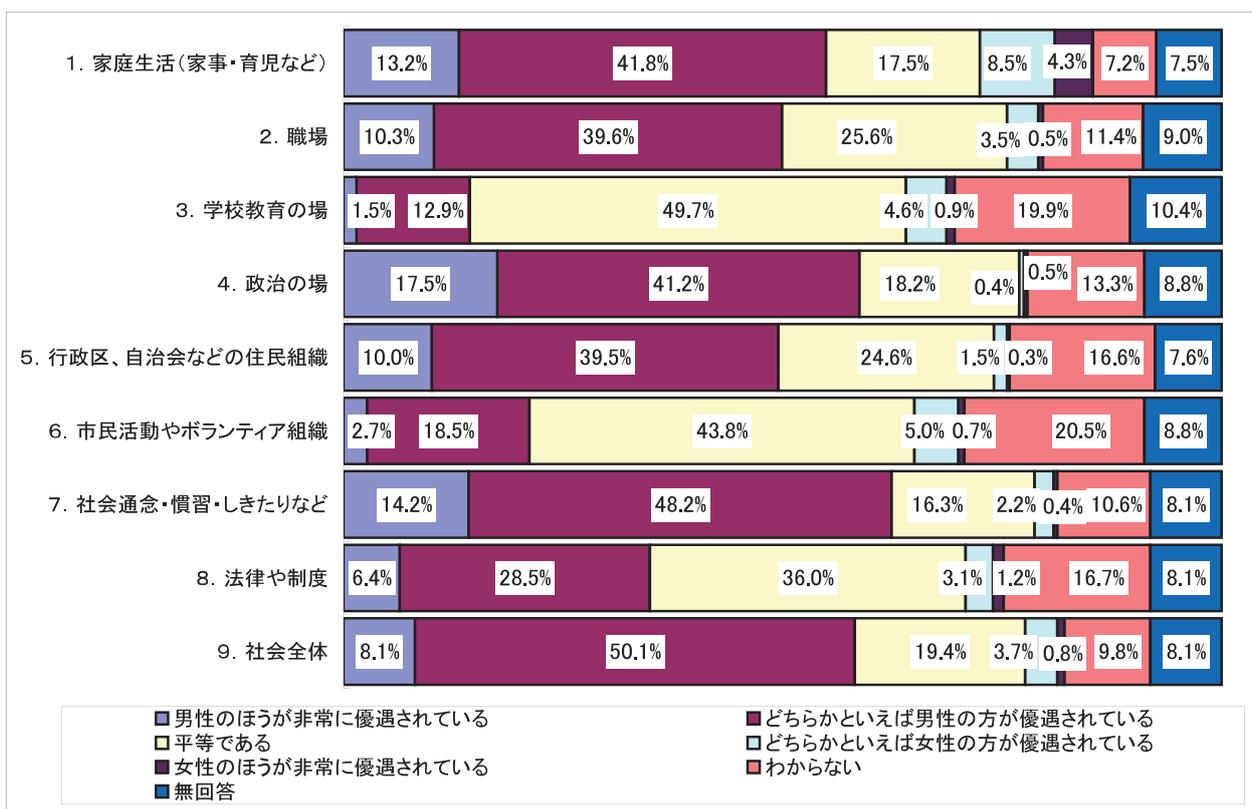
【問16】 相談をしなかった理由

「相談するほどのことではない」が最も多く、平成18年の調査と比較すると20.5ポイント増えています。反対に、「自分さえ我慢すればよい」、「自分にも悪いところがある」、「相談しても無駄」を理由にあげた方の割合は減少しています。



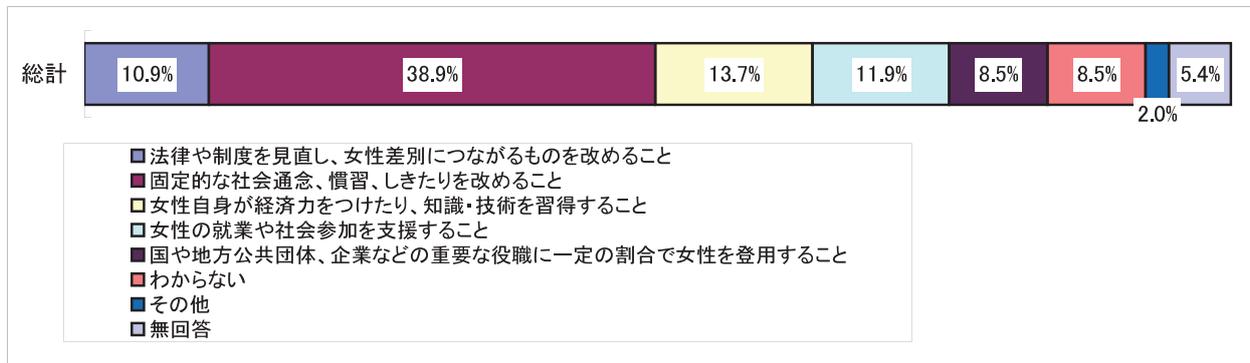
【問17】 男女の地位の平等感

「学校教育の場」、「市民活動やボランティア組織」、「法律や制度」では平等と感じている割合が高く、その他の分野においても、平成18年の調査と比較すると「平等」と感じる方の割合が増えています。しかし、依然として「男性が優遇されている」の割合は高くなっています。



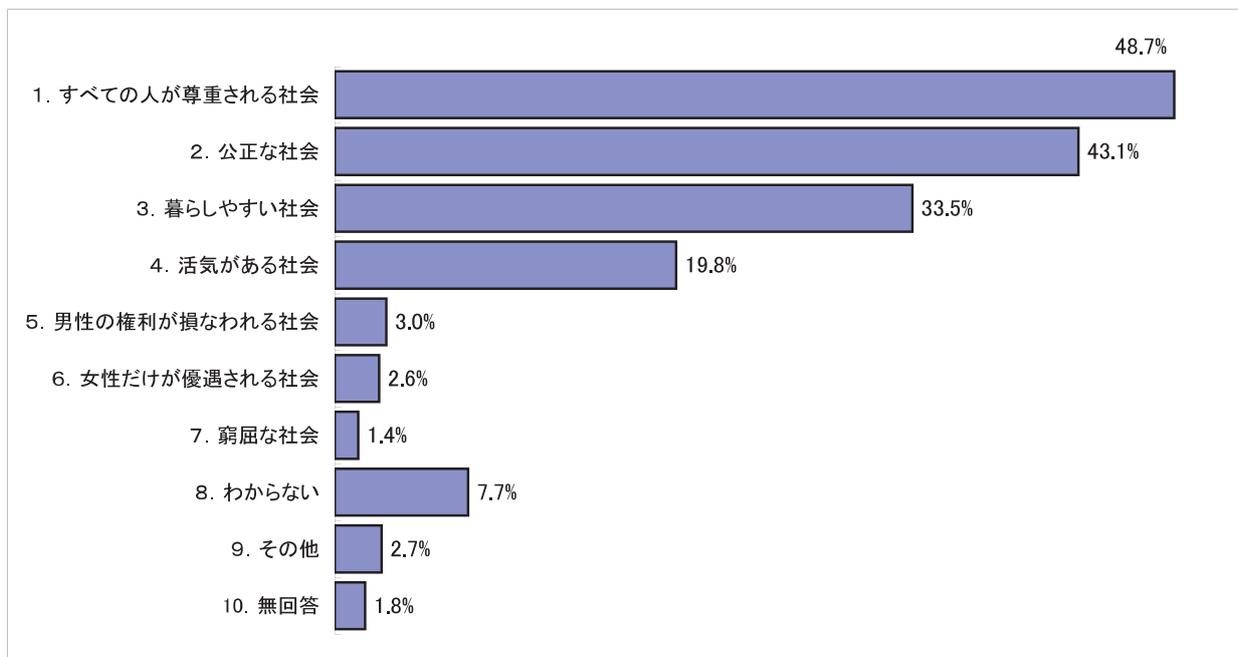
【問18】 男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために必要こと

法律や制度を整えることよりも、「固定的な社会通念、慣習、しきたりなどを改める」ことが、男女平等につながると考えている方の割合が高くなっています。



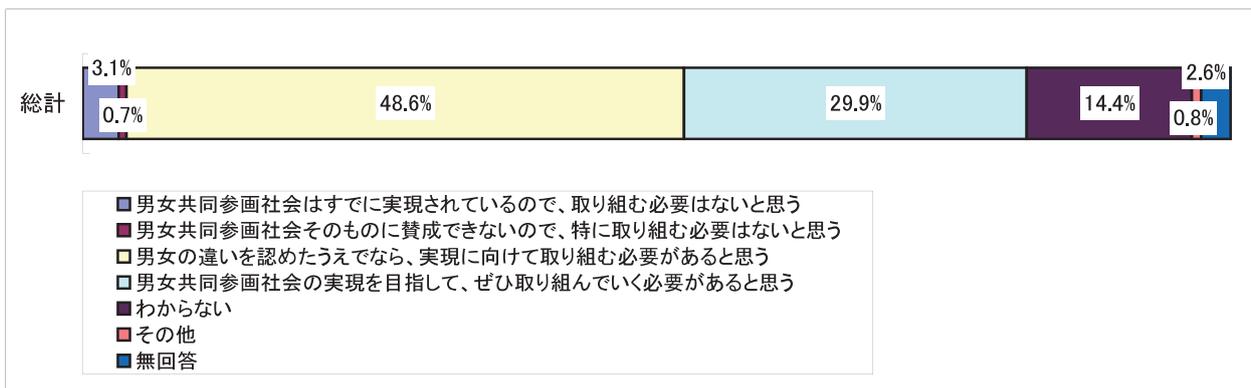
【問19】 「男女共同参画社会」のイメージ

平成18年の調査結果と同様に「すべての人が尊重される社会」と回答した割合が最も高くなっています。



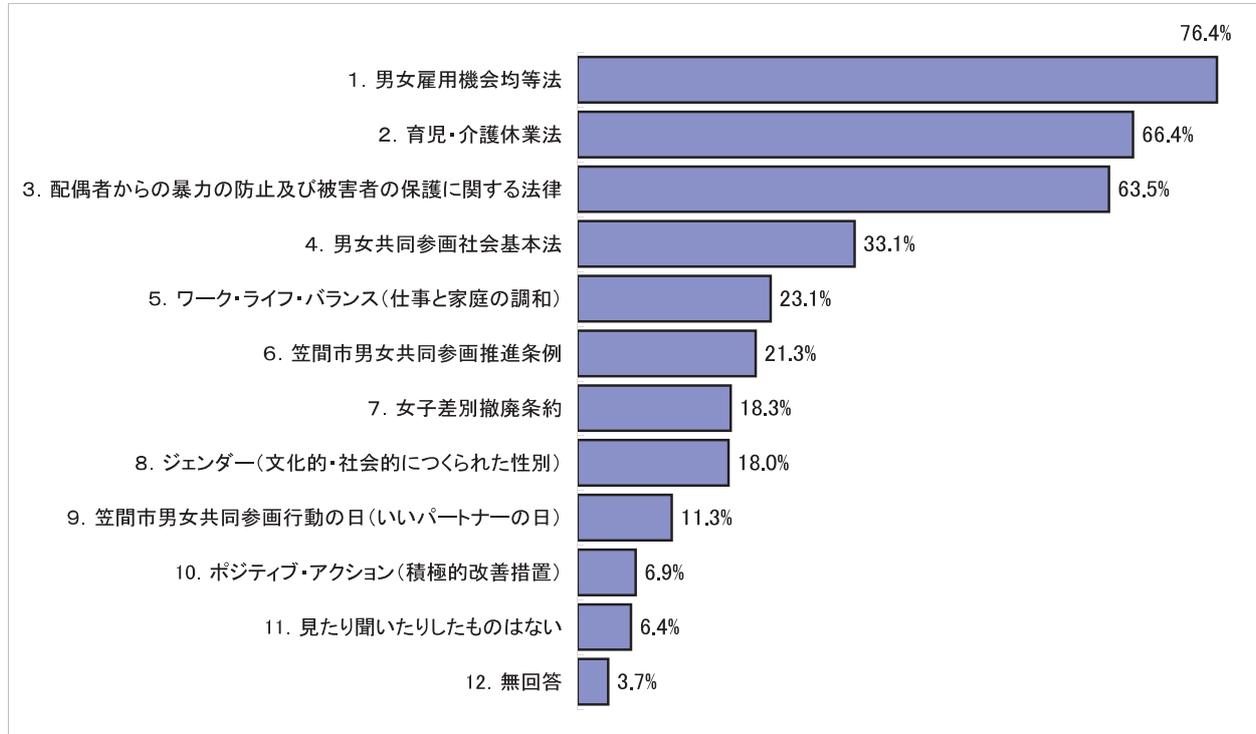
【問20】 男女共同参画社会の必要性

男女共同参画社会を実現するための取り組みが必要と考えている人は全体の約8割であり、特に男女の違いを認めたとの取り組みを求めています。



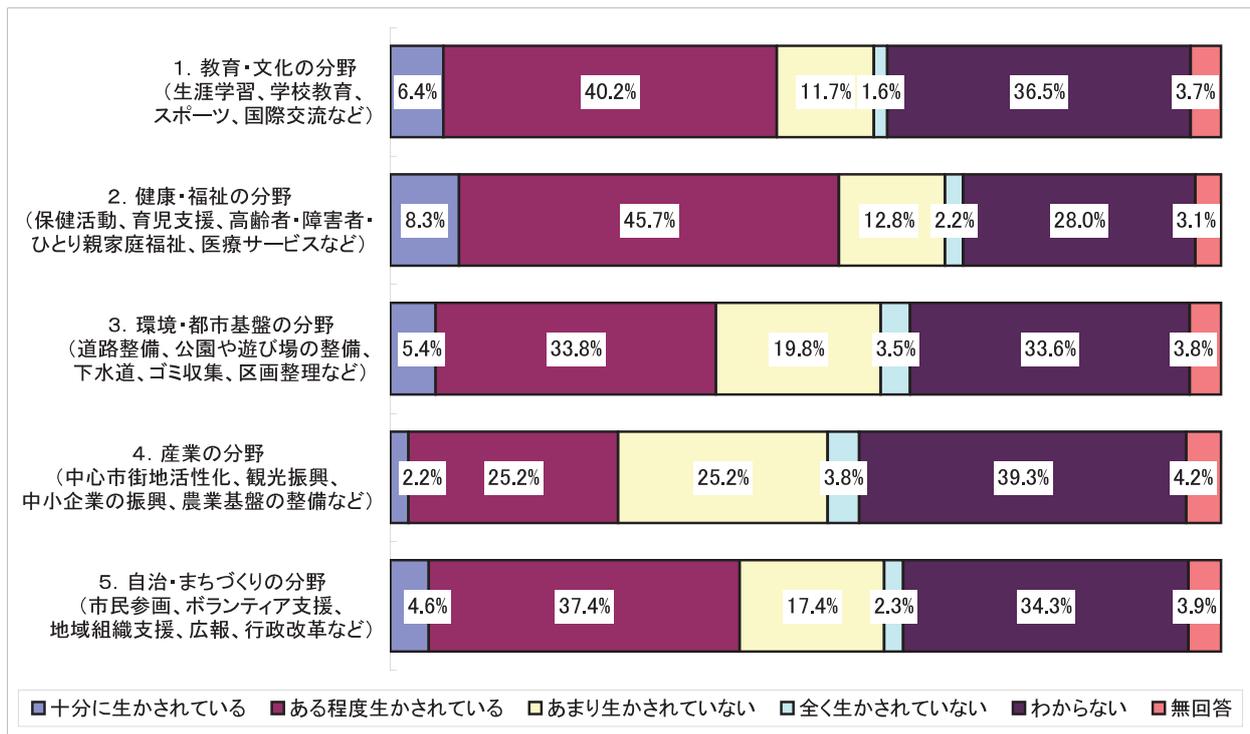
【問21】 次の言葉や取組みの中で見たり聞いたりしたことがあるもの

平成18年の調査と比較すると認知度は増えています。特にDV防止法は14.3ポイント、男女共同参画社会基本法は6.3ポイント、笠間市男女共同参画推進条例は7ポイント増えています。



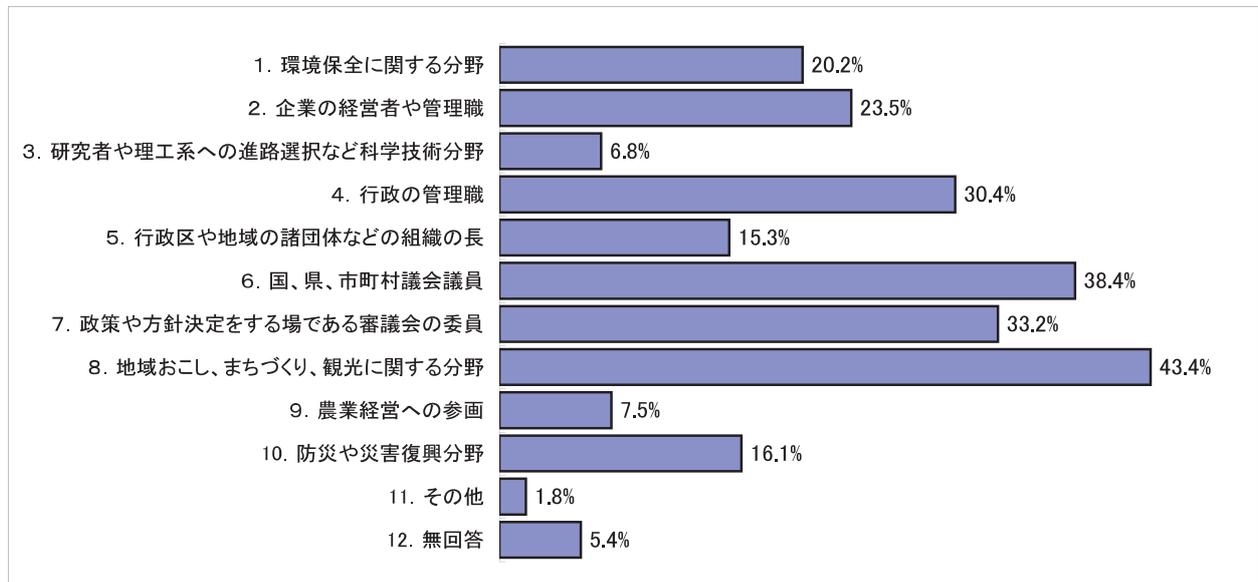
【問22】 市政分野における男女共同参画の視点

平成18年の調査と比較すると、それぞれの分野で「生かされている」の割合は高くなり、特に「健康・福祉の分野」では、5.2ポイント増えています。しかし、「生かされていない」、「わからない」の割合も高く、今後も男女共同参画の視点を取り入れた市政運営を進める必要があります。



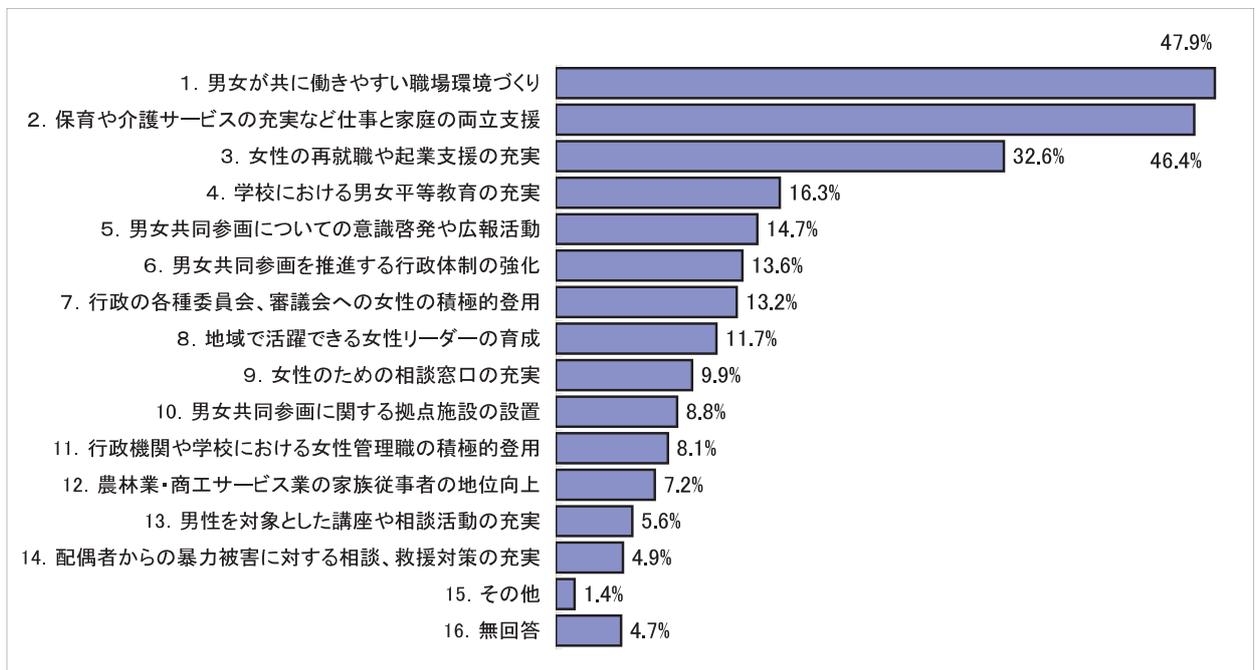
【問23】 女性の進出や登用が必要となる分野

まちづくりや観光の分野が最も高く、次に国や県、市町村の議員、政策や方針を決定する審議会委員となっています。また、行政の管理職にも女性の登用が求められています。



【問24】 男女共同参画社会の実現に向けて必要な施策

男女が共に働きやすい職場づくり、仕事と家庭の両立、女性の再就職や起業への支援などが求められています。また、前回調査と比較すると、女性の相談窓口の充実、女性リーダーの育成、行政機関や審議会等への女性の登用などを求める割合が高くなっています。



【問25】 笠間市男女共同参画推進連絡協議会の認知度

「知っている」と回答した割合は42.6%であり、認知度は低い状況にあります。



笠間市男女共同参画推進作品コンクール最優秀賞作品の紹介

ポスター

【平成18年度】



小学生の部 笠間小5年 河原井菜々



中学生の部 稲田中3年 石塚侑子



高校生・一般の部
友部高2年 大澤美保

【平成20年度】



小学生の部 箱田小6年 松山瑠菜



中学生の部 南中2年 國谷 駿介



高校生・一般の部
笠間高2年 小林 楓

標語・三行詩

【平成18年度】

中学生の部 友部中2年 笹沼英里
目をそらさずに 手をさしのべて 男女共同参画

【平成18年度】

高校生・一般の部 友部高3年 富田美里
あなたの力 私の力 合わせて輝く 互いの力

【平成19年度】

小学生の部 岩間第三小5年 佐藤愛莉
あらいもの、母があらって、父がゆすいで 私がふく

【平成19年度】

中学生の部 東中2年 川松唯
お母さん、洗いものしないでウトウトしてる。
お父さん、こっそり静かに洗いもの、なかなかやるじゃん、お父さん

【平成19年度】

高校生・一般の部 綿引健吉
男性や女性の特性を、家庭や職場地域で十分発揮、共にかみあう共同参画社会

【平成23年度】

高校生・一般の部 笠間高1年 大塚綾女
変えようよ 男女差別の 境界線

作文

【平成20年度】

小学生の部 みんな平等 岩間第三小5年 関 智 貴

ぼくは、最近サッカーを習い始めた。サッカーの試合に行って思った事があります。チームの中で、女子が男子といっしょにがんばってサッカーの試合をしている事です。キック力もあって、足も速くて、女子には、見えない感じだった。

女だから、女子チームでサッカーをやればいいのにとと思う人がいるかもしれないけど、ぼくは、とてもすごいと思った。男子に負けないで走って、ボールをおいかけていた。きっと、サッカーが好きなんだなと思った。ぼくもがんばってサッカーをうまくなれるように練習しようと思った。

もしもぼくが女子だったら、こんなにがんばってもあきらめてしまうかもしれない。まだぼくは、始めたばかりでうまいかない事もたくさんあるけど、みんながんばっているから、ぼくも負けないで、やってみたいと思った。

今年の北京オリンピックでも、女子が、特にがんばっていたと思う。柔道やレスリングなど、男子のスポーツのような感じがしました。とても力があると思う。毎日の練習は、どんなふうにやっていたのだろう。すごい努力をしていたんじゃないのかと思う。

男だから、女だからじゃなくて、みんな一人の人間としてがんばっていると思った。ひとり、ひとりが自分の目標に向かっていくことはすごいと思う。男でも、女でも、みんな同じだと思う。これからも、みんなと仲よくしようと思います。そしてサッカーもがんばりたいと思います。

中学生の部 助け合う社会へ 東中2年 橋 本 佳 奈

「お茶。」 亭主閑白な我が家の父は、帰宅するなりたった単語一つで母に何かを持ってくるよう指示する。「お疲れ様」そう言って母は笑顔で持ってくる。…というのが、我が家の毎晩の光景である。(よくお母さんは我慢できるなあ)といつも感心する。

ある日、母がかぜをひいて寝込んでしまった。家事は全て母に任せきりだったため、とても大変なことになる予感がした。

しかし、私の目に飛び込んできたのは、驚くべき光景だった。あの父が料理をし、アイロンをかけ、部屋を掃除しているのだ。びっくりしたというよりあ然とした。失敗しながらも一生懸命に家事をこなす父に心を打たれ、私も手伝うと、父はポツリとつぶやいた。

「家事って思ったより大変だな。」

この一件以来も結局、今までと変わらない父と母。でも、これで良いんじゃないかと思うことができた。夫婦の数だけ夫婦の生活があり、家族の数だけ家族の生活があるのだ。大切なのは「お互いを感謝し合っているか」「幸せかどうか」なのだと思う。

現在、世間では「男女平等」が騒がれている。男女は、権利は平等に持ち続け、お互いに助け合っていけることが理想の社会だと思う。生活していく上で、男性の方がこなしやすい仕事、女性の方がこなしやすい仕事がある。そんなとき、お互いに手を差し伸べ、男女問わず生活のしやすい未来を築いていきたい。

本当の「男女参画」とは何だろうか。

ひとりひとりがよく考え、実行に移すことでよりよい世界になればと思う。

「男のくせに…」「女のくせに…」という言葉がなくなることを願って…。

【平成21年度】

小学生の部 みんなが仲良くするために 友部小5年 森田 菜々

わたしが四年生の時に、男の子が女の子に「女のくせにいばるなよ。」といったことがありました。男の子には、強いイメージがあるけれど、女の子はどうなのでしょう。ちょっと弱いイメージをもっていたとしたら、そのときの男の子の気持ちもわかるかもしれません。

しかし、女の子全体が弱い者としてとらえられているとしたら、私はおかしいように思います。弱いかどうかはそれぞれ個人によると思うのです。傷付きやすい人もいれば芯の強い人もいます。それは男の子だって同じではないでしょうか。また、こんなこともありました。男の子たちがサッカーをして遊んでいるところに女の子が「仲間に入れて」と声をかけました。すると男の子たちは、「女はサッカーで遊べないよ。」と言ったのです。

女の子がサッカーをできないと思われたのは、女の子の遊びにサッカーはありえないと思込みがあったからだと思います。女の子らしさ、男の子らしさというのを、私たちは心の奥底で感じているのかもしれませんが。でも男女共に「女だからやってはいけない男だからやってはいけない。」というのではないと私は思うのです。実際にプロ女子サッカー選手も国際的に活躍しています。女の子の将来の夢として拳がることの多い幼稚園の先生や看護師さんだって男の人で働いている人もいます。男だから、女だからという理由で気持ちを制限されるのはおかしいと思います。

それでも、それぞれ異なる体の成長をするという点では、男女の違いはやはりあります。でもだからこそ、助け合うことも励まし合うこともできると考えます。男だから女だからという見方ではなく、一人一人の個性を認め合う気持ちをもって、みんなが仲良く生活できる社会になってほしいと思います。

中学生の部 活躍できる社会へ 東中2年 黒澤 菜央

2006年、世界経済フォーラムは、「男女格差報告」を発表しました。男女間の格差の度合いを示すものです。日本は105ヶ国のうち79位と途上国以下の評価となってしまいました。評価が低い原因に挙げられるのは、女性が責任を伴う仕事に就く割合が低いことや、女性の国政への参加率が低いことでした。上位の国々はスウェーデン、ノルウェー、フィンランドなどです。ヨーロッパ諸国では男女共同参画についての政策がいきとどいているのかもしれませんが。

私には一つ疑問があります。なぜ、いつも女性が下にいるかです。先ほどの調査報告でもあったように、女性の、女性は、と言われてしまいます。その背景には昔の身分制度の名残が現代にまで息づいてしまっているのではないのでしょうか。

時は江戸時代。家庭の中での女性に焦点をあててみると「婦人には三従の道あり」とあります。父の家では父に従い、夫の家では夫、夫の死後は子に従う、ということです。何事にも一歩ひくことと制限されていました。明治維新のときも、妻となった者は社会的に能力がない者とされていました。

確かにこれだけの格差があれば、現代に残っていてもおかしくはありません。ですが現在、世界的不況の中で男だから、女だから、と言っている場合ではありません。男も女も社会の担い手となるべきなのです。女は男より劣っている。こんなことを思う人がいなくなる社会にするべきです。ですが、一言私が訴えるだけで変わるわけがありません。一人一人の理解を促し、少しずつでも良いのですから、男も女も分け隔てなく活躍できる社会となれば現代と比べ、より活発な国となれるでしょう。そのために、自分の中の男なのに、女なのに、の歪んだ偏見を捨てることから始めてみませんか。それが始めの一步です。

【平成22年度】

小学生の部 私の思い描く男女共同参画社会 友部小5年 高崎 真衣

私の思い描く男女共同参画社会とは、男性でも、育児休暇が取りやすく、男性と女性が協力しながら子育てのできる社会です。

ある新聞に、市長が育児休暇を取るという記事がのっていました。その記事の中で、「自分も育休の必要性は感じていたが、男性はなかなか取れないのが現実。機運を高め、壁を打ち破る意味を込めた。」と、書いてありました。その記事を読んで、男性が、育児休暇を取り、育児に積極的に参加することは、とてもよいことだと思いました。その記事について、家族と話し合ってみました。お父さんとお母さんは、「会社のえらい人が、進んで育児休暇を取ってくれることで、これから、社員も取りやすくなるね。社会全体の意識が変わることが必要だね。」と、言っていました。その話を聞いて、私も、男性でも育児休暇が取りやすくなれば、育児に協力することができるので、女性の負担も減ると思いました。

また、出産や育児のために、仕事を続けたくても、仕事をやめなければならない女性も多いそうです。お父さんとお母さんは、「昔は、男性は働き、女性が家を守るという時代だったんだよ。」と、言っていました。でも、今は、共働きの家庭が増えているので、男性でも育児休暇を取りやすくすることが、とても大切なことだと思いました。そして、女性にとって、職場復帰しやすい環境作りは、これからの時代に、とても必要なことだと思います。さらに、子供が大きくなってから仕事に復帰したいという女性についても、働きやすい環境になってほしいと思いました。

私が大人になるまでに、多くの女性が社会で活躍でき、仕事や子育てなど、男女が協力しながら生活できる環境になってほしいと思います。そして、男女平等に暮らせる地域社会になってほしいです。

中学生の部 男女平等について考えたこと 笠間中2年 菅谷 侑架

男女平等、当たり前と思っていた事が、当たり前じゃない時代があったそうです。

私は三人姉妹の次女です。母は、「昔だったら男の子を産んでいないお母さんは嫁として失格かもね。」と笑って言いました。女性というだけで男性よりも地位を低く位置づけられ、参政権も無い時代があったなんて、想像もつきませんでした。

男女平等ってなんだろう。

最近父は、仕事で母のいない休日に、食器を洗っておいたりするようになりました。父は、「忙しい時は、みんなで助け合うのが家族。平等とはそういうこと。」と言い、「もし、社会や職場で男女がまったくの平等になったら大変だよ。重い物を動かしたりする時は、男性がすればよいし、細かい心遣いは女性にはかなわない。」確かに、男性に子供を産むことはできない等、男性と女性はまったく違います。けれども、これは男性の仕事、こっちは女性というように考えていると、いつまでも平等にはなれないと思います。

両親の話を聞いて男女平等とは同じにする事ではなく、相手を思いやる事だと思いました。お互いに不足している所を補い、相手を尊敬できる事が大切だと思います。

私も自分でできる事は自分でやり、家族の一員として協力していきたいと思いました。そして、人を思いやれる人間になる事が男女平等の第一歩だと思います。

【平成23年度】

中学生の部 「男女共同参画社会」について考えたこと 笠間中3年 栗橋尚也

男女共同参画社会について考えた時、僕は、1学期に社会の授業で勉強した「育児・介護休業法」という法律のことを思いました。この法律は、1992年に施行された育児休業法に介護休業制度が加えられた法律です。

最初につくられた育児休業法は、育児と仕事を両立しやすい環境をつくるため、労働をしている男女を対象にしてつくられました。しかし、この法律を使う人は女性がほとんどです。職場や仕事の都合を考えたり、育児をするために休むことに抵抗を感じたりして、この法律を使えない男性が多いのだと思います。

少し前に、芸能人の、つるの剛士さんがこの法律を使い、仕事を休んで育児をするというニュースを見ました。僕はこの時、有名人がこの育児・介護休業法を使うことで、世間の人にこの法律を知ってもらう良い機会になったと思いました。

子どもを育てることには、楽しみと一緒に不安や心配もあります。それを夫婦で共有し、分かち合うことが出来たら、お互いに家族を思う気持ちが伝わります。そして、それが子どもにも伝わって家族の絆は、とても深いものになることでしょう。

男性にはない女性の良さ、女性にはない男性の良さ、それぞれの良いところをお互いが認め合い、一緒に協力して何かに取り組むと良い結果が生まれると思います。男性と女性は、お互いが必要な存在なのです。

育児・介護休業法は、男女共同参画社会をつくる時に、とても大きな一役を担う法律だと思います。子どもが生まれて、女性だけでなく男性もこの法律を使って子育てをする社会になっていく時、男女共同参画社会についての考えが深まり、その社会の実現へと近づいていくことが出来るのではないかと思います。

※平成23年度の小学生の部の最優秀賞作文は、30ページに掲載しています。



【平成24年度】

小学生の部 家族とお母さんのお仕事 笠間小5年 仁平 絢子

私の家族は、父、母、兄、姉と私の5人です。父が仕事をし、洗濯、掃除、料理などの家事は、すべて母がしているごく普通の家庭です。

今年の春、急に母が「お友達のお店をお手伝いするから、お外にお仕事に行くね。」と言いました。お友達のお店で働いていた人が急に辞めてしまったそうです。お昼前から、夜9時ごろまでの時間だったので、家族みんなが「えー、夕飯はどうするの。」「洗濯出しっ放しじゃん。」と次々に文句を言い始めました。

いよいよ、母が仕事に行く日も、みんな不満そうでしたが、母は「行って来るね。」と、元気に出かけて行きました。最初は、なれない家事をする父を見て、私は文句ばかり言っていました。そのうち父は、さしみ包丁を買ってきたり、楽しそうに夕飯の準備をするようになりました。もともと兄は料理が好きなので、変わった料理を作ってくれました。私も姉と一緒に、5人分の山のような洗濯をたたみました。なれない仕事に母は「ちょっと疲れるけど、家族みんながお手伝いしてくれるから、とてもうれしいよ。」と言って、楽しそうでした。

数ヵ月後、お友達のお店で新しく働いてくれる人が見つかり、わが家は、またもとの生活にもどりました。

私は、男であるお父さんはお仕事をし、女であるお母さんは家事をすることが当たり前だと思っていました。でも、今回の事で大切なのは、みんなが協力し、感謝の気持ちと相手を思いやる気持ちを持つことだと思いました。家族とは、男女とは、一緒に喜んだり、心配したり、手伝ったり、共に支え合っていくものだと思います。これからも家族仲良く生活していきたいです。

中学生の部 叔父の家庭から学んだ事 笠間中1年 岡野 耀聖

僕には、埼玉の高校で教師をしている叔父がいます。叔父は、野球部の監督もしています。叔父の奥さんも東京の高校で教師をしています。しかし、1人目の子供が生まれるため産休に入り、その育休中に2人目の子供も生まれました。そのため、小さい2人の子供の面倒を見なくてはならなくなりました。

叔父は野球部の顧問になって以来、部活の早朝練習に始まり、二十時半に終わる放課後の部活まで、ずっと野球漬けという毎日です。平日は、ほとんど子どもたちに会えません。日曜日にも練習試合があるので、家族で過ごせるのは週に1日だけです。唯一の休み、本当ならばゆっくり体を休めたいところですが、少しでも奥さんを楽にさせてあげようと、掃除に洗濯などの家事や子どもたちに絵本の読み聞かせをしたり、夜は寝かしつけたりするなど育児も手伝うそうです。僕はその事を聞き、とても驚きました。男の人は仕事、女の人が家事や育児をこなすのが当たり前だと思っていたからです。

僕は、この男女共同参画について考えた時に、叔父の家庭を思い出しました。家事も育児も男女が協力してやっていくものだと思うようになったからです。当たり前のように、普通はなかなかできていない事のように感じます。そう考えると叔父の家庭は、素晴らしい男女協力が出来ているのではないかと思います。そのため叔父の家庭では、家族全員がとても仲良く生活していて、とても温かく和やかな雰囲気になっています。男女が協力するという事は、片方に負担がかたよらないようにするためだけでなく、良い家庭の雰囲気作りにもなると思います。だからどこの家庭でも、男女協力を取り入れれば、良い家庭が増えると思います。僕も将来、叔父のような家庭を持てたらいいなと思います。